

SATO 社会保険労務士法人 NEWS LETTER

2021年10月号(No.180)

今月の特集

1. 脳・心臓疾患の労災認定の新基準
2. コロナによる労災認定が1万4千件を突破
3. 子育て支援に取り組んだ「くるみん認定中小企業」に助成金が支給

脳・心臓疾患の労災認定の新基準

過労死が社会問題となっているなか、脳出血や心筋梗塞などを発症した労働者の労災認定基準が約20年ぶりに改正され、労働時間だけでなく労働時間以外の要因も総合的に評価してより柔軟に労災を認定するようになります。

(令和3年9月15日から適用)

改正された労災認定基準はこれまでの考え方を維持し、以下の新認定基準が追加されます。

1. 長時間の過重業務評価にあたり、労働時間と労働時間以外の負荷要因を総合評価して労災認定することを明確化

発症前1ヶ月におおむね100時間または発症前2か月間ないし6か月間にわたって、1ヶ月あたり80時間を超える時間外労働が認められる場合について業務と発症との関係が強いと評価できることを示していましたが、上記の時間に至らなかった場合も、これに近い時間外労働を行った場合には、「労働時間以外の負荷要因」の状況も十分に考慮し、業務と発症との関係が強いと評価できることを明確にしました。

2. 長時間の過重業務、短時間の過重業務の労働時間以外の負荷要因の見直し

《追加された負荷要因》

- ・勤務間インターバルが短い連続勤務
 - ・休日のない連続勤務
 - ・重量物の運搬作業、人力での掘削作業などの身体的負担が大きい作業等
- ### 3. 短時間の過重業務、異常な出来事の業務と発症との関連性が強いと判断できる場合を明確化
- 《業務と発症に関連性が強いと判断できる場合として例示》
- ・発症前おおむね1週間継続して、深夜時間帯に及ぶ時間外労働を行うなど過度の長時間労働が認められる場合等
- ### 4. 対象疾病に「重篤な心不全」を追加
- 《虚血性心疾患等の対象疾病》
- ・心筋梗塞 ・狭心症
 - ・心停止（心臓性突然死を含む）
 - ・重篤な心不全 ◀ **新たに追加**
 - ・大動脈解離 ◀ **解離性大動脈瘤から修正**

詳しくは厚生労働省のHPをご覧ください
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudokijun/rousai/090316_00006.html

コロナによる労災認定が1万4千件を突破

申請件数	全国	地方公務員	国家公務員
請求	18,297件	759件	57件
認定	14,275件	640件	57件

厚労省発表 令和3年9月24日現在

労災保険は、仕事や通勤が理由で病気やけが、または障害や死亡に至った場合、補償が受けられ、保険料は事業主が支払う制度です。労災認定されると、治療費は全額が労災保険から支給され自己負担がゼロになります。窓口負担が3割の健保に比べても手厚い内容となっています。

労災認定までは本来厳しいハードルが設けられていますが、全国的なコロナ感染拡大に伴い、認定基準が緩和され非常に高い認定率となっています。夏季に急増した感染者による申請は今後も増加傾向で、認定件数もさらに増える見込みです。

参考：厚生労働省

[「新型コロナウイルス感染症\(COVID-19\)に係る労災認定事例」](#)

[新型コロナウイルスに関するQ&A\(企業の方向け\)](#)



子育て支援に取り組んだ「くるみん認定中小企業」に助成金が支給

女性就業率の増加に伴い、仕事と子育ての両立がしやすい就業環境整備がますます重要になっています。「育児休業を取得しやすくする」「所定外労働の削減」などの行動計画を達成するなど、一定の基準を満たした企業を対象に、新たな助成制度が施行されました。

助成額 1企業につき50万円

実施期間 令和3年10月1日～令和9年3月31日(つまり令和8年度まで)

今回、この助成金の申請を行えるのは、「子育てサポート企業」として、厚生労働省から「くるみん」または「プラチナくるみん」に認定された**中小企業**が対象です！

① **くるみん認定企業**：前年度または当年度に認定を受けている事が条件です。申請すると、1回の認定につき、50万円が助成されます。認定は複数回受けられるので、企業の努力次第で助成回数を増やせます。



② **プラチナくるみん認定企業**：くるみん認定企業がさらに高い水準の取り組みを行い、一定の要件を満たせば、特例認定されます(認定は1回だけです)。認定が取り消されない限り、認定を受けた翌年度から令和8年度まで毎年度、50万円が助成されます(毎年度、助成金申請は必要です)。



くるみん認定を受けるには、「2年以上5年以下の行動計画を実施し、計画に定めた目標を達成」「行動計画を労働者へ適切に周知」「男性の育児休業取得率をアップ」など様々な条件をクリアしなければなりません。しかし、認定をめざすということはすなわち、従業員が働きやすい環境作りの努力を継続することを意味します。認定されると【くるみんマーク】をホームページや求人広告等に表示できるので、仕事と家庭の両立支援が充実している優良企業として社外にアピールできますし、優秀な人材の採用・定着などにもつながります。助成制度がスタートしたこの機会に、認定をめざしてはいかがでしょうか。



くるみん認定基準等の詳細は、厚生労働省のHPをご参照ください

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/shokuba_kosodate/kurumin/index.html

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/shokuba_kosodate/kurumin/index.html

SATO コラム

保険料控除証明書(年末調整・確定申告)

毎年この時期になると保険会社からハガキ等で届く控除証明書ですが、各保険会社のHPから電子データをダウンロードできるようになっています。e-Taxで確定申告する場合や、勤務先の年末調整が電子化されている場合は、ダウンロードした電子データ(XML形式)を添付して申告することができます。勤務先へ書面で提出する場合は、ダウンロードした電子データを、国税庁HPの「QRコード付証明書等作成システム」を使って変換し、印刷して使用します。

詳しくはご加入の保険会社のHP等をご確認ください。
 ※令和3年10月以降の電子発行に対応している保険会社は、生保11社、損保6社、共済4団体です。
 (令和3年8月5日現在)。

【発行元】

SATO社会保険労務士法人 東京オフィス
 〒170-0005
 東京都豊島区南大塚3-32-1 大塚S&Sビル5階
 TEL:03-6831-3310